

令和6年8月

中防不燃・粗大ごみ処理施設整備工事

建設工事のあらまし



江東区の花「サザンカ」

周辺環境に配慮し、循環型社会の形成に貢献する施設



新施設イメージ図

1 施設計画

(1) 工事件名

中防不燃・粗大ごみ処理施設整備工事

(2) 工事場所

東京都江東区海の森二丁目4番79号

(3) 敷地面積等

- ① 敷地面積 : 約 137,000m²
- ② 工事範囲面積 : 約 85,700m²

(4) 工期

令和5年9月27日から令和10年1月31日まで

(5) 施工者

極東開発・東急・岩田地崎特定建設工事共同企業体

(6) 建築工事

- ① 受入貯留ヤード棟 : 鉄骨造／高さ約20m
- ② 破碎処理棟 : 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造／高さ約20m
- ③ 選別処理棟 : 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造／高さ約27m
- ④ 付属施設 : 第一計量棟、第二計量棟、危険物保管庫等

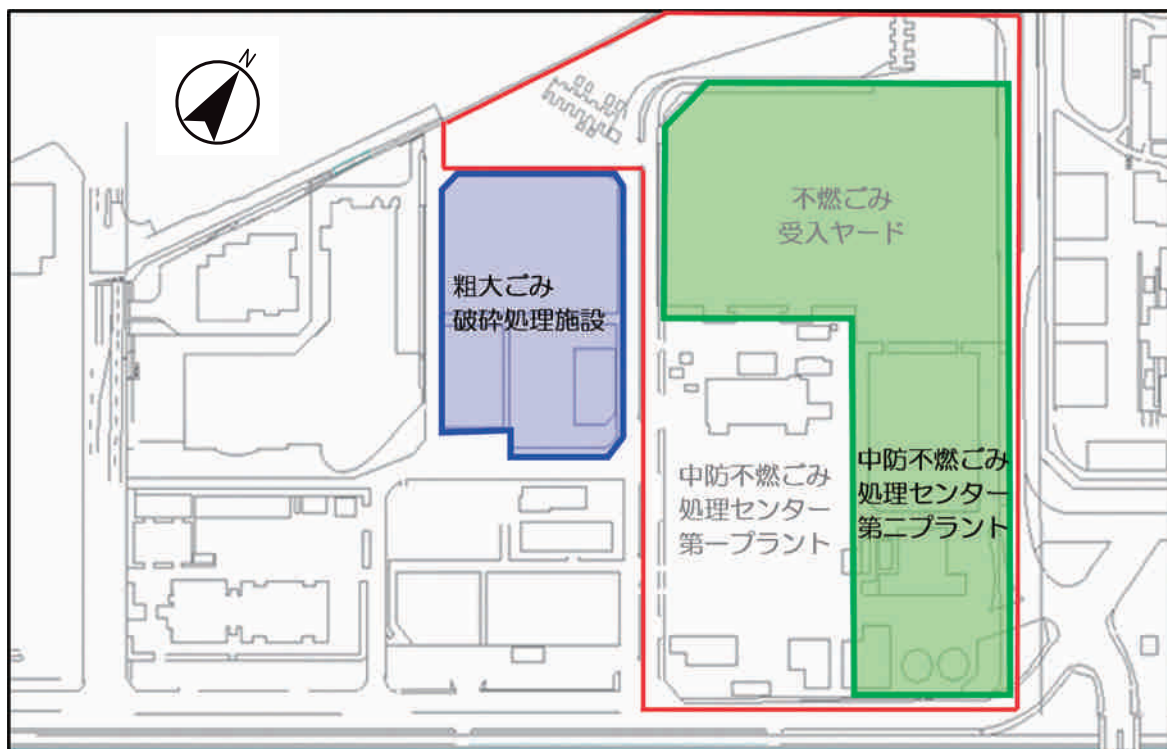
(7) プラント工事

- ① 処理能力：420トン/6時間（210トン/6時間×2系統）
- ② 選別品目：鉄、アルミ、不燃物、可燃物
- ③ 環境保全：大気汚染防止法、下水道法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法といった関係法令等を遵守します。

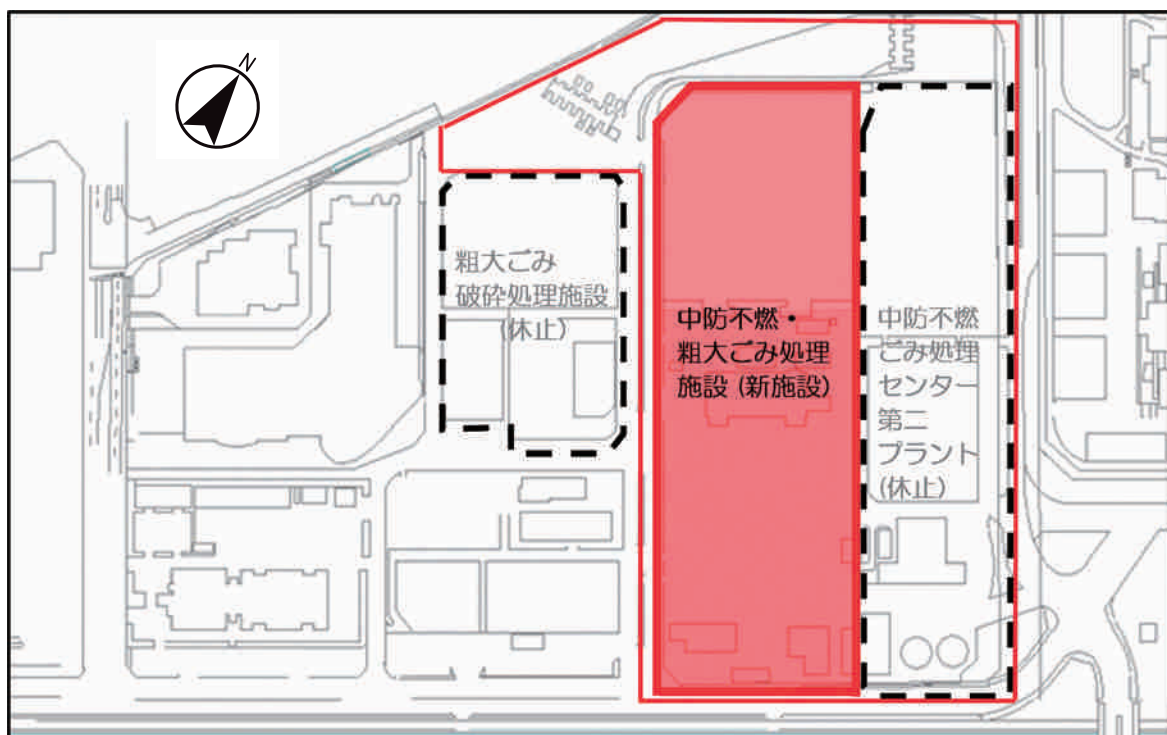
(8) 整備工事範囲

工事前後の施設の設置状況を下図に示します。現在稼働している粗大ごみ破碎処理施設と中防不燃ごみ処理センター第二プラントを操業させながら、中防不燃ごみ処理センター第一プラントの建築物・プラント設備等を解体・撤去し、新たに中防不燃・粗大ごみ処理施設を建設します。

なお、新施設しゅん工後、現在稼働している施設は休止し、災害発生時の廃棄物の処理に備える計画です。



工事前の施設の設置状況



工事後の施設の設置状況



2 整備工事

(1) 工事工程・工事内容

工事種別	令和5年				令和6年				令和7年				令和8年				令和9年				令和10年			
	3	6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12
解体工事																								
建築工事																								
プラント工事																								
外構・植栽工事																								
試運転																								

■ 解体工事工程 ■ 建設工事工程 注1 既設計量棟・汚水処理施設解体

- ① 建築工事 : 地下部の掘削を行った後、建物の建築を行います。さらに、内装・外装などの仕上げ工事を行います。
- ② プラント工事 : 建物の建築と並行しながら破碎設備、選別設備、貯留搬出設備等を据え付けます。
- ③ 外構・植栽工事 : 構内道路・植栽の整備等を行います。
- ④ 試運転 : プラント設備等の試運転を行います。

(2) 作業計画

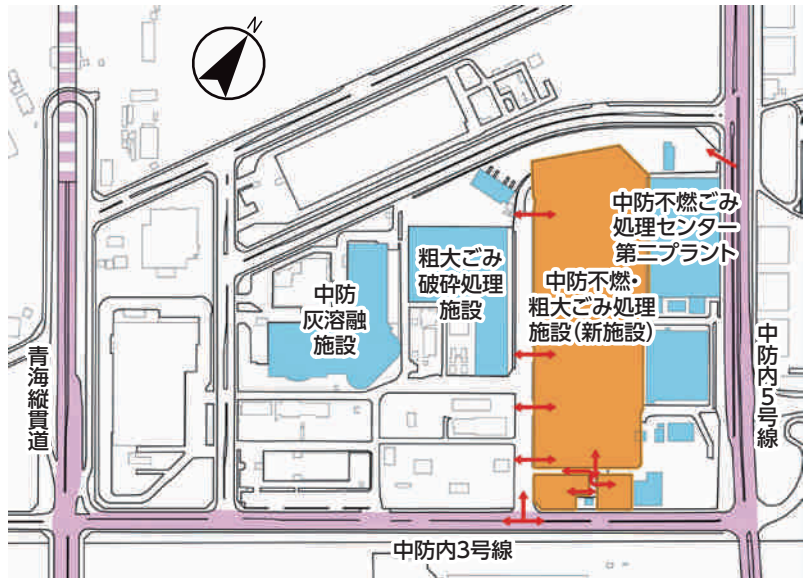
① 作業日及び作業時間

原則、月曜日から土曜日までの午前8時から午後6時まで（準備、後片付けを除く）とし、日曜日、祝日及び年末年始は作業を行いません。

ただし、次の作業は例外とします。

- ・ 緊急作業、中断が困難な作業（例:コンクリートの打設等）
- ・ 道路交通法上やむを得ない特殊車両の出入り
- ・ 騒音・振動・粉じんの発生が少ない作業（例：屋内仕上作業、試運転等）
- ・ 作業日にはできない仮設電源等の点検、メンテナンス
- ・ 稼働している既存施設の操業に支障がある作業

② 工事用車両ルート



工事用車両台数
最大275台/日(ピーク時)

↔ 工事用出入口
■ 工事用車両通行ルート

※所轄警察署との協議等により変更となる場合があります。

※この地図は著作権者との契約により無断でこの地図の全部または一部を複製し、利用することを固く禁じられています。

(3) 中防不燃・粗大ごみ処理施設のしくみ

- ① 特徴
- ・効率的で安定した処理

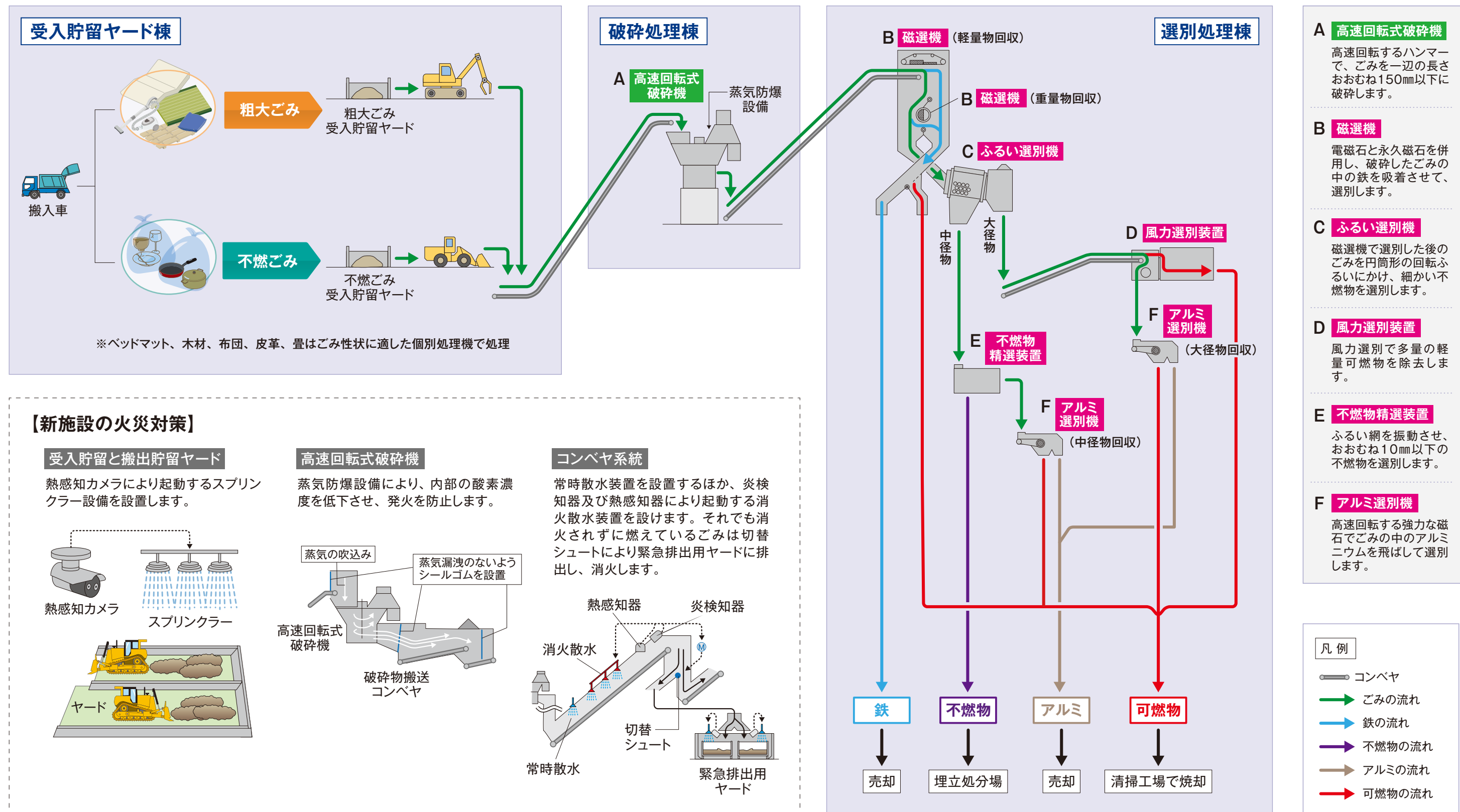
：独立した2系統とすることで、どちらか1系統が停止した場合でももう1系統で処理ができます。

不燃ごみと粗大ごみの処理時間帯を分け、処理する機器を共通化し設置する機器の数を削減します。
- ・最終処分量の削減

：鉄やアルミなどの資源をできる限り可能な範囲で回収することで、最終処分量を削減します。
- ・環境保全の配慮

：作業エリアを全て屋内とすることで、騒音や振動の低減、臭気対策など環境保全に配慮します。

② ごみ処理の流れ



(4) 工事中の環境保全対策

① 安全対策

- ・ 工事用車両の出入口には交通誘導員を適切に配置し、通行人の安全を確保します。
- ・ 工事用車両の運行は交通法令を遵守し、交通安全に努めます。
- ・ 工事用車両は、工事範囲外での路上待機を禁止します。
- ・ 工事範囲には仮囲いを設置し、工事の安全確保に努めます。

② 騒音・振動対策

- ・ 可能な限り低騒音・低振動型の建設機械を採用し、騒音、振動の発生抑制に努めます。
- ・ 騒音・振動計を設置し、測定値をモニターでリアルタイムで監視及び表示します。



騒音・振動モニター

③ 粉じん対策

- ・ 適時散水等必要な措置を講じ、粉じんの飛散防止に努めます。
- ・ 工事用車両は、工事範囲内で車輪・車体に付着した土砂を洗車により十分除去した後、に退出を行います。

④ 電波障害対策

建設機械等により、テレビの受信障害が万が一発生した場合は、速やかに対策を行います。

⑤ 排出ガス対策

- ・ 可能な限り排出ガス対策型建設機械を採用します。
- ・ 工事に使用するディーゼル自動車は、粒子状物質規制に対応した車両を使用します。
- ・ 場内待機中の建設機械や工事用車両は、アイドリングストップを徹底します。

⑥ 排水対策

工事中の排水は、仮設処理設備を設置し、関連法令等を遵守し適切に処理します。

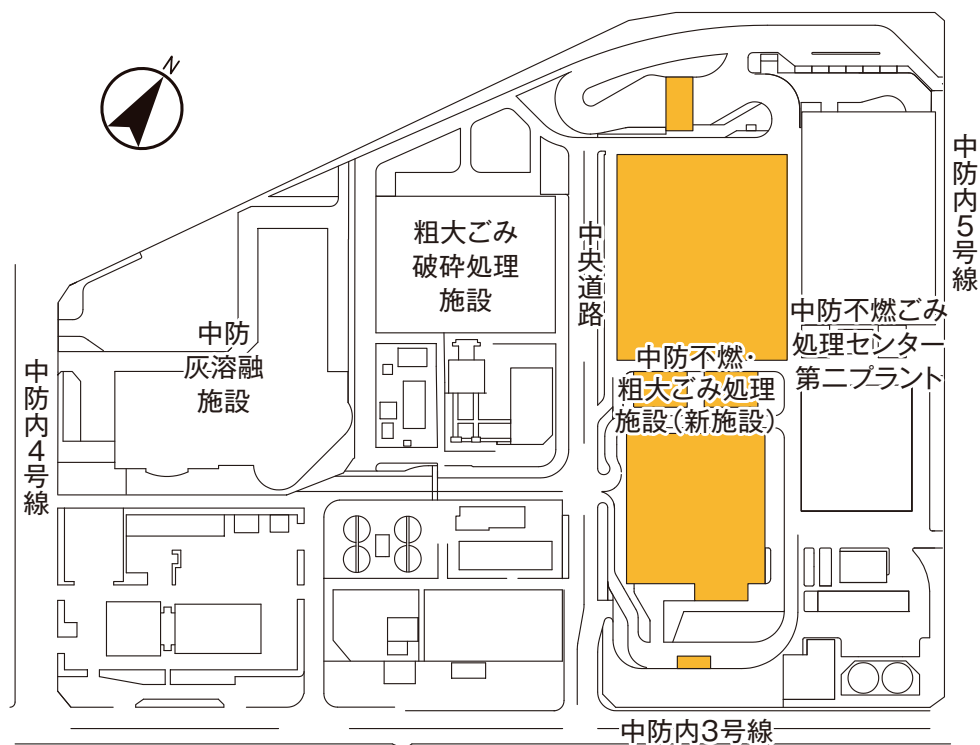
⑦ 地盤対策

- ・ 掘削区域の周囲に山留め壁を構築し、周辺環境への影響を防止します。
- ・ 山留め壁は、一定期間毎に計測し、地盤の変動を監視します。
- ・ 定期的に敷地周辺の地盤レベル調査等を行います。

⑧ 建設廃棄物の発生抑制

- ・ 資材搬入の際には、簡易梱包等により、養生材の廃棄物の発生抑制に努めます。
- ・ 工事中は、3R (Reduce、Reuse、Recycle)に積極的に取り組みます。

(5) 配置計画図



(6) 案内図



① 交通機関

臨海新交通ゆりかもめ「テレコムセンター駅」下車
 東京臨海高速鉄道「東京テレポート駅」下車
 都営バス
 (波01)「中央防波堤」行「環境局中防合同庁舎前」下車徒歩3分

② お問合せ先

東京二十三区清掃一部事務組合 建設部建設課
 中防不燃・粗大ごみ処理施設整備工事 監督員事務所
 〒135-0066 東京都江東区海の森二丁目4番79号
 TEL:03-5579-6897 FAX:03-5579-6898

印刷物登録
令和6年度31号